

○流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト応援補助金交付要綱

令和4年6月10日告示第94号

改正

令和5年4月27日告示第58号

令和6年5月31日告示第68号

流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者グループの自主的な事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化に資するため、事業者グループが提案する商品・サービスの開発、販路拡大等の売上アップを目指した新たな取組に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者グループ」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 3者以上の法人又は個人事業主で構成されるグループ（過半数以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で構成されるものに限る。）
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (4) その他市長が適当と認めるグループ

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者グループ（その構成員たる事業者（以下「構成事業者」という。）が次に掲げる要件を全て満たしているものに限る。）を代表する者とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされていないものでないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないものではないこと。

(5) 代表者（法人である場合はその役員を含む。）が、流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者グループが提案する商品・サービスの開発、販路拡大等の新たな取組をする事業（次に掲げる事業は除く。）であって、地域経済の活性化に資すると市長が認めるものとする。

(1) 政治的活動及び宗教的活動を行う事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費であって、補助対象事業を行うために市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 備品購入費（税込単価1万円以上のものに限る。）

(2) 委託費

(3) 消耗品費（税込単価1万円未満のものに限る。）

(4) 印刷製本費

(5) 外部講師への謝礼その他の謝金

(6) 賃借料

(7) 賃金（総事業費の1割以内の範囲内の額に限る。）

(8) 旅費・交通費（総事業費の2割以内の範囲内の額に限る。）

(9) 役務費

(10) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（国、県その他の団体から当該補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合は、その額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に千

円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)又は200万円のうち、いずれか低い方の額とする。

(申請期限)

第7条 補助対象者が補助金の申請をしようとするときは、市長が別に定める期限までに申請しなければならない。

(手続)

第8条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定を受けた者の協力)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業の実施に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年5月31日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト応援補助金交付要綱第6条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の額について適用し、同日前の申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年4月27日告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の流山市事業者グループ提案型売上アッププロジェクト応援補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以後に要した経費について適用し、同日前に要した経費については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請 (規則第3条)	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 全構成事業者の誓約書</li> <li>・ 全構成事業者が市内に事業所を有していることを証する書類</li> <li>・ 全構成事業者が市税を滞納していないことを証する書類（市長が公簿等により滞納がないことを確認することに同意した場合を除く。）</li> <li>・ 補助対象経費の算定根拠が分かる書類</li> <li>・ 補助対象経費について国、県その他の団体から交付決定を受けている場合は、その交付決定通知書等の写し</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	別記第1号様式
決定通知(規則第6条)	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金交付決定(申請却下) 通知書		別記第2号様式
変更等承認申請	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金変更等承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更事業計画書</li> <li>・ 変更が分かる資料</li> </ul>	別記第3号様式
変更等承認決定通知	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金変更等承認決定(申請却下) 通知書		別記第4号様式
実績報告(規則第12条)	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事業内訳書</li> <li>・ 事業の実施が分かる資料や写真</li> </ul>	別記第5号様式

	応援補助金実績報告書	・補助対象経費を支払ったことが分かる書類	
確定通知（規則第14条）	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金交付確定通知書		別記第6号様式
交付請求（規則第15条）	流山市事業者グループ提案 型売上アッププロジェクト 応援補助金交付請求書		別記第7号様式